

サブスクリプションサービスを オンライン契約により 提供されている事業者様へのお知らせ

改正法への対応について



改正特定商取引法の施行に伴い“令和4年6月1日”からは

ウェブサイトやアプリでサブスクリプションサービスを
申し込む際の“最終確認画面”において次の契約事項を
サービス申込者が簡単に確認できるよう表示する必要があります

提供するサービスの期間・回数等に関する事項

- サービスの提供期間や提供時期を明示（無期限や自動更新である場合には、その旨も）。
- 期間内に利用可能な回数が決まっている場合には、その内容を明示。
- どのサービスプランを申し込んでいるかも明示。

提供するサービスの料金に関する事項

- 無料で使える期間が終了すると自動で有料プランに移行するなど、途中から金額が変わる場合には“有料プランに切り替わる時期”や“有料プランで支払う金額”を明示。
- 支払時期・方法（いつ、いくら支払うのか / どのような方法で支払うのか）を明示。

キャンセル・解約に関する事項

- キャンセル・解約の方法（連絡方法・連絡先）や条件を明示。特に、申込時と比べて制限的・複雑な方法である場合には、その旨の最終確認画面への明示が必要。
- 解約等の申出期限がある場合には、いつまでに申し出る必要があるかを明示。
- 違約金が発生するなどの不利益が生ずる場合には、その旨と内容も明示。

令和4年6月1日以降、事業者側が上記事項について消費者に誤認を与える表示を行った場合、特定商取引法違反であるとともに、誤認して契約申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります。

*改正消費者契約法（令和5年施行予定）により、消費者の求めに応じて契約解除に必要な情報を提供することが事業者の努力義務となります。



消費者庁
ウェブサイト

上記の表示事項については、**分かりやすく
リンク先へ表示する形でも原則として
認められます**が、更なる詳細については、
こちらのサイトで解説しております。
ガイドライン等も掲載しておりますので
御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

サブスクリプション契約を含むECにおいて、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します。
(注：アプリ経由でのサブスク契約を含む)